

賃貸借契約 解約通知書

★物件の解約・お引越の場合は、本書記入の上当社へ提出して下さい。本書以外での通知は無効となります。

◆本書が当社に到着日が解約通知受付日となります。(郵送、持参、FAX、メール) ※電話だけではお受けできません。

<p>貸主様 私は、現在賃借中の下記物件について下記の解約日をもって賃貸借契約を解約し、本物件を明渡したく通知致します。尚、明渡しに際しては公共料金等を清算し、家財一切を搬出し、鍵(複製鍵を含む)を全て返却し、原状回復致します。また、解約日の変更は致しません。万が一、解約日までに明渡しが出来ずに遅延することがあれば、理由如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償し、別紙契約書に基づく処置を取られても異議を申し立てません。</p>	
通知日	年 月 日(当社へ提出到着した日が通知日となります)
契約者署名欄	Ⓜ
物件名・号室	
連絡先TEL	
解約理由	転勤 ・ 転職 ・ 購入 ・ 婚姻 ・ 広い(狭い)為 ・ その他()
<p>解約日 (賃料清算日)</p> <p>※記入必須</p>	<p>・契約書の解約予告期間をご確認ください。(居住用は1ヵ月前通告が多いです)</p> <p>・通知日(本書到着日)から解約予告期間の最終日(通知日から1ヵ月後)を算出して、</p> <p>①引越及び立会が、最終日より前になる場合は、最終日を記入。</p> <p>②引越及び立会が、最終日より後になる場合は、解約明渡・立会日等の希望日を記入。</p> <p>●万が一、記載した解約日より実際の明渡しが遅延した場合には、遅延期間中は賃料倍額となり、損害がある場合には賠償して頂く場合がございますので、ご注意下さい。(新規募集・リフォーム・新規入居者等に影響しないよう、余裕をもって日程を指定して下さい)</p> <p>令和 年 月 日()までの賃料等を支払います。</p> <p>◆最終月の賃料は、通常通り1ヵ月分満額でのご請求・お支払となります。明渡し完了後、日割分のご返却がある場合には、敷金精算時に一緒に精算させていただきます。</p>
<p>立会希望日 (明渡し・室内確認・鍵の返却日)</p>	<p>・上記解約日より前の日付又は同日で記入して下さい。上記解約日より後の日付には出来ません。</p> <p>・後日、当社からご連絡申し上げますので、確定日を打合せさせて下さい。</p> <p>・未定の場合には、解約日の10日前までに立会希望日をご連絡ください。</p> <p>第一希望 : 令和 年 月 日()</p> <p>現地にて: 午前・午後 時希望 ※10時～15時までの間(水曜・祝日除く)</p> <p>第二希望 : 令和 年 月 日()</p> <p>現地にて: 午前・午後 時希望 ※10時～15時までの間(水曜・祝日除く)</p>
<p>契約者以外が立ち会う場合の立会者</p>	<p>入居者(同居者) ・ その他(氏名: 続柄:)</p> <p>立会者のTEL</p>
<p>移転先住所 (未定の場合は後日ご連絡ください)</p>	<p>〒</p> <p>新居住先: 実家 ・ その他(様宅) ・ 未定</p> <p>・氏名の変更がある場合新氏名:</p>
<p>清算後敷金等振込口座</p>	<p>銀行 支店</p> <p>普通 ・ 当座 口座番号</p> <p>口座名義人(カタカナ)</p>

《解約手続きについて》

- ◆一度頂いた解約申出書は撤回・延期できませんので、解約日までに立会及び退去明渡しをお願いします。
- ◆解約予告期間は、賃貸借契約書に記載されておりますので、ご確認ください。
※居住用物件の場合は1ヵ月前通告の契約が多いので、明渡が通知日より20日後だとしても1ヵ月分の賃料が発生します。
- ◆敷金の精算には、解約日から1ヵ月程度のお時間を頂いております。新しいご住所へ「解約精算書」をお送りいたしますので、到着までお待ちください。
- ◆当社を通じてご契約頂きました火災保険に関しましては、立会時に解約書類をお渡します。(ただし、契約満了日まで残り1ヵ月以内の退去の場合は中途解約にはならず、払戻金はございません。)
- 退去・明渡しの立会い時以降にゴミ集積所残っているゴミ・粗大ごみ回収等は残置物扱いとなり、撤去処分費用を頂きますので、必ず退去日の明渡前日までの収集日に処分するか、転居先にて処分して下さい。

(株)イシモ建設	〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸2丁目13-13
不動産部	TEL 048(754)7111 FAX 048(752)6470 メール:fudo3@ishimo-k.com
本書到着受付日	年 月 日 方法 持参 ・ 郵送 ・ FAX ・ メール